

一般会計等財務書類にかかる注記

1. 重要な会計方針

- (1)有形固定資産等の評価基準及び評価方法
 - ①有形固定資産：取得原価
取得原価が不明なもの：再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
 - ②無形固定資産：取得原価
ただし、取得原価が不明なものは再調達原価としています。
- (2)有価証券等の評価基準及び評価方法
取得原価としております。
- (3)有形固定資産等の減価償却の方法
 - ①有形固定資産：定額法によっております。
 - ②無形固定資産：定額法によっております。
- (4)引当金の計上基準及び算定方法
 - ①徴収不能引当金
未収金・長期延滞債権とともに、過去5年間の平均不能欠損率により、徴収不能見込額を計上して
います。
 - ②退職手当引当金
地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従って
おります。
 - ③賞与等引当金
翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間
の割合(4/6か月)を乗じた額を計上しております。
- (5)資金収支計算書における資金の範囲
現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(3ヶ月以内の短期投資等)を資金の範囲として
おります。このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受
払いも含んでおります。
- (6)その他財務書類作成のための基本となる重要な事項
 - ①消費税等の会計処理
税込方式によっております。
 - ②物品及びソフトウェアの計上基準
物品については、取得価額が1件あたり50万円(美術品は300万円)以上の場合に資産として
計上してあります。
ソフトウェアについても物品の取り扱いに準じています。

2. 重要な会計方針の変更等

令和3年度で簡易水道事業会計を廃止し、令和4年度から一般会計及び水道事業会計に移管しております。

3. 重要な後発事象

特になし

4. 偶発債務

係争中の訴訟で損害賠償等の請求を受けているもの
青森地裁弘前支部 令和4年(ワ)第22号 損害賠償等請求事件

5. 追加情報

- (1)財務書類の対象範囲
一般会計
学校給食センター特別会計
尾上地区住宅団地温泉事業特別会計
- (2)出納整理期間
地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間に
おける現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 表示単位未満の取り扱い
表示単位未満の金額は四捨五入とし、一部合計値と不一致があります。

(4) 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

健全化判断比率(令和4年度)		
実質赤字比率	—	%
連結実質赤字比率	—	%
実質公債費比率	7.9	%
将来負担比率	—	%

(6) 繰越事業に係る将来の支出予定額 1,884百万円

(7) 基金借入金(繰替運用)の内容
該当はありません

(8) 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

19,630百万円

(9) 将来負担に関する情報

①標準財政規模	10,565百万円
②元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,762百万円
③将来負担額	24,206百万円
④充当可能基金額	10,021百万円
⑤特定財源見込額	508百万円
⑥地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	19,630百万円

(10) 純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

- ①固定資産等形成分
固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。
- ②余剰分(不足分)
純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(11) 基礎的財政収支 -3,219百万円

(12) 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。
なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	2,000百万円
一時借入金に係る利子額	0百万円